

2024.08.26

# 持ち株会社を活用した 事業承継の手法

Q

## お客様からのご質問

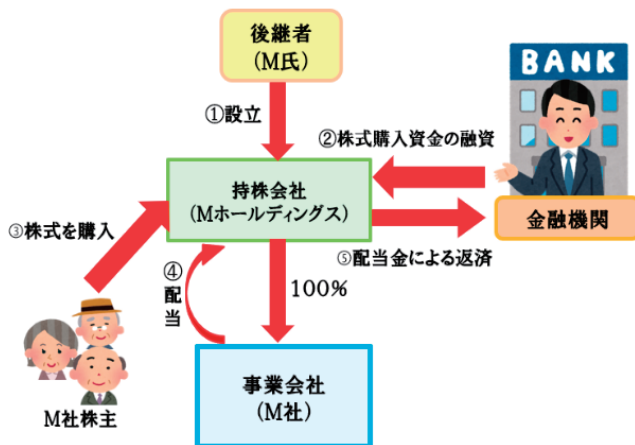
私は中小企業の経営者の息子です。

先日、銀行の支店長が来社して、「持ち株会社を活用した事業承継の手法」を提案されました。なんでも私が会社を作り、銀行から融資を受けて父の会社を買い取るそうなのですが、よく分かりません。どのような方法なのか教えてください。

A

## キド先生からの回答

「持ち株会社を活用した事業承継の手法」を簡単に説明すると、次のような図になります。



手順1 まず後継者が新会社を設立します。

手順2 事業会社の株式評価額を算出し、金融機関より、その購入資金の融資を受けます。

手順3 持株会社は、事業会社の株主から株式を購入します。

手順4-5 事業会社から每期一定の配当金を受けて、金融機関へ借入金の返済を行います。

## キド先生からのコメント

通常は、7～8年で返済が完了するように事業会社が新会社に配当を行います。配当金は、法人税法上は益金不算入なので税金がかかりません。この手法は、新会社が借入返済を行っている間、事業会社が配当をし続けられるかという点が重要です。詳しくは、顧問税理士にご確認ください。

